

2030年への「分岐点」に立つ協同組合共済

上席専門職 武田 俊裕

目次

1. 2010年代における事業環境の変化
2. 2030年に向けた戦略動向
3. これからの協同組合共済
4. 結語

アブストラクト

2010年代は、社会の持続可能性の危機が深刻化し、国内外でその対応が模索された時期であった。2030年を見据えて、国連はSDGs（持続可能な開発目標）を中心とする「開発アジェンダ」を採択し、ICA（国際協同組合同盟）は「2020-2030 戦略計画」を、JCA（日本協同組合連携機構）は「2030 ビジョン」をそれぞれ策定しつつある。JCAのビジョンは「協同をひろげて日本を変える」というものであり、それぞれの協同組合が、自らの存在意義と今後の事業活動の方向性・具体策について、今日的な文脈で捉え直し、実践していくことが提起されている。共済事業については、この新たな文脈の下、組合員の参画意識を高めながら、協同組合の理念・特性を踏まえた事業活動を実践していくことが基本となろう。

キーワード

「持続可能な開発」の意義、未来への分岐点、「確信」と「変化」

本稿の趣旨は、2020年代における協同組合共済のあり方について、2010年代に経験した事業環境の変化と、それを受けて国際社会および内外の協同組合組織が2030年を見据えて掲げている戦略・ビジョンのポイントを踏まえて考察すること、一言でいえば、協同組合共済の「これまでの10年」と「これからの10年」を俯瞰的に捉えることである¹。

1. 2010年代における事業環境の変化

(1) 社会問題の深刻化

グローバル経済の進展につれて、格差・貧困の拡大が世界規模ですすみ、わが国においても、非正規労働者の増加が高齢化と相まって貧困率の上昇を招き、教育格差が生まれていた。また、「地方消滅」に向かいつつあるといわれる地方経済の疲弊、気候変動とそれに伴う自然災害の激甚化等、様々な社会問題が深刻化してきている。

こうしたなか、家族・会社・地域における人間関係が希薄になり、人との「つながり」を失い孤立化するケースが増えつつあることは、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(1995年、以下「ICA声明」)の表現にあらえば「人々の社会的なニーズに応え、地域社会の発展に努める」ことを理念・行動指針とする協同組合にとって、特に切迫した問題と捉えるべきである。

(2) 保険法の施行・適用

2010年4月に保険法が施行された。共済契約は、保険法第2条第1号において適用対象と定められたことにより、契約内容に関する基本的ルールが法定された。

日本共済協会は、「共済契約に関して、契約者の保護、紛争の防止、経営の健全性の維持等の視点で現代社会に見合った適切な基本的ルールを設けることは必要であり、組合員の安心感・信頼感と国民の理解促進につながる」として、保険法の施行・適用が共済に加入する組合員にとって望ましいことであると評価した。共済事業を行う各協同組合は、保険法の規定に則して共済約款・規約等を改正し、事務手続やシステムを整備して保険法の施行を迎え、その規律は大きな混乱を生じることなく定着したといえる。

(3) 東日本大震災とそれ以降の取組み

2011年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害に対し、日

本共済協会の会員団体は、生命系・損害系合計で93万5,000件、1兆1,718億円の共済金を支払い、被災した組合員の生活と地域の再建を支えた。この件数・金額は、民間の地震保険・生命保険による保険給付に比肩するものであり（表1）、激甚化する自然災害の脅威に晒されたわが国における人々の生活保障の制度として、協同組合共済が重要な社会的役割を果たしていることが再認識された。

協同組合は、共済契約に基づく共済金の給付以外にも、それぞれの設立趣旨や業務範囲を踏まえた多様な被災者支援・復興支援を行い、多くの組合員・関係者が、協同組合が地域社会において果たす役割の重要性と可能性を強く実感することとなった。

（表1）東日本大震災に対する支払実績

共 済	93万5,000件、1兆1,718億円 (2015年3月31日時点、日本共済協会調べ)
地震保険	78万3,000件、1兆2,345億円 (2012年5月31日時点、日本損害保険協会調べ)
生命保険	2万1,000件、1,599億円 (2013年4月30日時点、生命保険協会調べ)

（出典）筆者作成

今後、さらに大規模な地震・津波が生じる確率が高く、それらによる被害に対する給付を行う協同組合共済の、被災した組合員の生活再建に果たすべき役割の重要性も増しつつあり、適正・迅速な損害調査・共済金支払処理とその進捗管理のための体制・手続の整備や担保力の造成が課題となった。また、それ以外の協同組合にあっても、組合員からの相談・問合せへの対応、被災した拠点への支援、組織全体の業務継続計画（BCP）の整備等の課題に取り組むことが求められた。そして組合員に向けては、共済加入による災害への備えや日頃からの防災・減災の取組みを促す働きかけが積極的に行われるようになった。

（4）協同組合に対する国際的な評価・期待

① 国際協同組合年と今後目指すべき社会像・協同組合像

国際連合（国連）は、協同組合を「持続可能な開発、貧困の根絶、都市・農村におけるさまざまな経済部門の生計に貢献できる事業体」と評価し、2012年を「国際協同組合年（International Year of Cooperatives

= IYC）と定め、世界全体で協同組合の社会的認知度の向上、協同組合の設立・発展の促進と、それらのための政府・関係機関への働きかけに取り組むこととした。

わが国においても、各種のイベントや事業が開催されるとともに、政府に対し、協同組合の基本理念と法制度の統一的理念を示す「協同組合憲章」の制定の働きかけが行われた。結果としてその制定の実現には至らなかったが、協同組合研究者や組織代表者がとりまとめた憲章の「草案」は、「組合員のための共益的活動だけでなく、地域社会全般に関わる公益のための活動を行うべき」という協同組合像と、「公的部門・営利企業分野と並ぶ社会経済システムの有力な構成要素として、多くの人々が自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みとして、協同組合を含む民間の非営利部門を位置づける」という社会像を、今後のあるべき姿として示した点で大きな意義があった²。

② SDGs

2015年9月、国連は、2030年を目標年次としてすべての国と関係者が実行すべき行動計画として、17項目の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals=SDGs）」を中心とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための開発アジェンダ」を採択し、そのなかで、協同組合が民間セクターの一員としてSDGsに取り組む主体である旨明文化した。

ICA声明の「〔第7原則〕コミュニティへの関与」のなかに登場する「地域社会の“sustainable development”に努めるべき」という行動指針を既に共有している世界の協同組合にとってSDGsは、これから多様な主体（政府、民間企業、研究者等）と一体となって取り組むべき項目と目指すべき到達点を明示した点で、重要な意義を有する。共済事業に関しては、一般的に、表2に示した形でSDGsに取り組むことが考えられる。

（表2）共済事業におけるSDGsの取組みと対応する目標

- ・稼得能力の喪失に対する保障の提供による本人・家族の生計の維持（目標1）
- ・国際協同組合保険連合（ICMIF）の「5-5-5マイクロインシュランス戦略」^{（注）}への資金援助・技術支援（目標1）
- ・家族農業・漁業者や中小企業者に対する保障の提供（目標2）
- ・医療費負担の緩和に寄与する保障の提供（目標3）

- ・女性のニーズに対応した保障の提供〔目標 5〕
- ・職員の雇用・労働条件の点検・改善および健康への配慮〔目標 8〕
- ・自然災害による損害を填補する共済の推進による被災者の生活再建資金の確保およびそのための担保力増強、損害調査・事務処理体制の整備〔目標 13〕
- ・紙を用いた資材・帳票の使用の抑制〔目標 15〕
- ・マネーロンダリング対策および反社会的勢力排除の徹底〔目標 16〕
- ・資金運用先の選定における SDGs への取組みに対する評価の反映〔各目標共通〕

(注)「2016～2021年の5年間で、5つの新興国（インド、フィリピン、スリランカ、ケニア、コロンビア）においてマイクロインシュランスを普及させ、500万世帯の2500万人の貧困層を対象として保障を提供する」という取組みである。フェルナイレン＝ターバック「世界の協同組合保険事情と ICMIF の対応」共済と保険 2017年7月号14頁（日本共済協会）参照。

(出典)筆者作成

③ ユネスコによる無形文化遺産登録

2016年11月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的問題への創意工夫ある解決策を編み出している」と評価し、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」を無形文化遺産として登録することを決定した。わが国の協同組合も、地域社会の直面する課題に対する有効な解決策を生み出し、よりよい暮らし・仕事を作っていく不断の取組みを通じて、協同組合の思想と実践を「遺産」として次世代に引き継ぐことが求められている。

(5) 法規制の動向

① 農協法の一部変更

わが国政府の「農協改革」の一環として2016年4月に施行された農協法の一部変更は、協同組合の本質に関わる「営利目的の禁止」を定めた文言を削除して「農業所得増大への最大限配慮」を明文化し、地域社会の持続可能な発展のために活動する公益性を軽視している点や、組合員が自主的に判断すべき事項に介入する規定を設けた点等、政府が、協同組合に対する正しい理解を欠き、(4)で述べた国際的な潮流に反する姿勢であることへの批判・懸念を、多くの協同組合関係者・研究者にもたらした。

この農協法変更にあたり、JA共済事業について農林水産省は、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）に対し、各地域のJAの事務負担を

軽くする改善策を示すよう求め、自己改革の実行状況を注視していくこととし、JA共済連の株式会社化について、金融庁と中長期的に検討することとした。今後JA共済が協同組合共済として継続して実施できるかについては、自己改革の成果に対する評価や各地域のJAの意向を踏まえて引き続き検討されることとなる。

② アメリカ・EUによる共済規制要求

共済事業に関しては、アメリカおよびEUの政府・経済界からの市場開放要求の一環として、保険分野への自由参入のための競争条件の確保の名目で、協同組合の行う共済に対しても保険業法を適用し、金融庁の監督下に置く等、外資系保険会社と同等の規制・税負担を課す（イコールフットィング）べきであるとの主張が、2000年代以降繰り返し行われてきた。

2017年1月にアメリカが環太平洋連携協定（TPP）から離脱したことにより、同協定に基づく制度改定が強行されるのではないかという懸念は現実化しなかったが、その後も在日米商工会議所（ACCJ）や欧州ビジネス協会（EBC）は、引き続き保険会社とのイコールフットィングを求めている。

(6) 新たな協同組合間連携組織

ICA声明の「〔第6原則〕協同組合間協同」には、「組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化するために各種の協同組合が互いに連携すべき」旨掲げられている。わが国でも多くの地域で連携組織が設けられ、イベントの開催、役職員の交流、ボランティア活動、教育・広報活動等多様な取組みが行われてきたが、2018年4月、協同組合が地域社会で果たす役割・機能の可能性を広げていくための新たな連携組織として、日本協同組合連携機構（JCA）が発足し、協同組合間連携等（推進・支援）、政策提言・広報（発信）、教育・研究（把握・共有・普及）の機能を備えることとした。

協同組合間連携の促進とともに、教育・研究・広報の機能を備えた全国規模の組織が生まれたことは、JA・JF・生協といった個別の協同組合の枠（立場や利害）を越えて、協同組合という組織の存在意義、特性、活動、目指すもの等についての知識・情報を適切にとりまとめ、組合員・役職員の意思結集を図るとともに、一般の人々の協同組合に対する正しい理解と支持を得ていくうえで重要な契機となるものである。

(7) 台風・豪雨による被害の激甚化

2019年10月、東北地方・関東地方に大きな被害をもたらした「令和元年東日本台風」に代表されるように、近年、台風・豪雨による被害の激甚化が顕著である（表3）。その背景として、地球温暖化による海面水温の上昇により大気中の水蒸気量が増えたことで降雨量が増加していることと、危険の高い斜面地や浸水想定区域における住宅開発・人口増加が進んできたことが指摘されており、今後、温暖化の進展につれて巨大台風、線状降水帯、ゲリラ豪雨による被害がさらに甚大化することが危惧されている³。

自然災害に対する強靱性・適応力の向上と安全な地域社会づくりに向けて、(3)後段で述べた取組みは、今後の台風・豪雨への備えとしても重要性を増している。

(表3) 2010年以降の主な台風・豪雨による住家被害（単位：棟）

年	災害名	被害棟数
2010 (H22)	7月庄原豪雨	7,812
2011 (H23)	台風12号	26,096
2011 (H23)	台風15号	11,579
2012 (H24)	平成24年7月九州北部豪雨	14,872
2013 (H25)	台風26号	7,236
2014 (H26)	平成26年8月豪雨	4,769
2015 (H27)	平成27年9月関東・東北豪雨	23,337
2016 (H28)	台風11号・9号	3,854
2016 (H28)	台風10号	6,004
2017 (H29)	平成29年7月九州北部豪雨	3,864
2018 (H30)	平成30年7月豪雨	51,110
2019 (R1)	令和元年東日本台風	101,673

(注)「被害棟数」は、全壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の合計。

(出典) 消防庁ウェブサイト「災害情報」を基に筆者作成

(8) 新型コロナ危機

新型コロナウイルスは、政治、経済、医療、労働、教育等社会の各方面に大きな影響を与え、それぞれの方面で今後のあり方が問われている。経済活動の収縮が、経済的に不安定な立場の人々により深刻な影響を与えることにより格差の拡大・固定化が加速し、また、感染防止のために人との接触機会

の多くが失われたことにより孤立化がすすむ、といった形で、それまで指摘されてきた社会問題に対する懸念が一層強くなっている。協同組合が特に重視すべき「地域」の課題については、効率偏重に陥った資本主義の下でのサプライチェーン（海外依存）や大都市一極集中の脆弱性が明らかになったとして、より循環的・分権的な地域社会を志向すべき旨の主張が目立っている。

協同組合共済は、この危機のなか、共済金の給付対象の拡大、共済掛金の払込猶予等、それぞれの契約内容に実務上の運用・措置を施すことにより感染者に対する保障提供を行っているが、今後に向けて重要な課題は、組合員対応のあり方であろう。非対面・非接触の対応への切換えを望む組合員もいれば、従来どおりの対面による説明や手続を望む組合員もいることが想定され、それぞれの組合の事情・判断に応じて、望ましいと考えられる対応を実践していかなければならない。

2. 2030年に向けた戦略動向

(1) ICA「2020-2030 戦略計画」

ICA（国際協同組合同盟）は、2020年7月6日、「協同組合の第2の10年に向けた人々を中心に据えた道のり—2020-2030 戦略計画—」（以下「戦略計画」）を公表した。

この戦略計画は、2012年の国際協同組合年を契機として、2020年に向けて策定した「協同組合の10年に向けたブループリント」（以下「ブループリント」）を踏まえ、そこに示された戦略を、2030年を見据えて見直したものである。その主要テーマとそれぞれの戦略的目標をまとめたものが表4である。戦略計画の主なポイントは次のとおりである。

(表4) 戦略計画の4つの主要テーマと戦略的目標

協同組合のアイデンティティ推進
■関係者および一般市民による認知
■国際機関によるアイデンティティ認知、目的・プログラム・方法への組み込み
■教育システムからの排除への学際的な対応
協同組合運動の成長
■協同組合運動の推進、意欲の強化
■会員のニーズを満たすという目的に沿った「成長」の定義
■協同組合運動の能力の革新、新たな製品・サービス・知識の創造

協同組合間協同

- 共通の利益がある分野の積極的な特定
- データの収集・加工・利用のための世界的な連携
- 大規模協同組合による小規模組合の支援に向けた奨励

世界の持続可能な開発への貢献

- SDGsの主要な指標の特定、協同組合の直接的貢献の測定・推進
- 協同組合の貢献の調査、定期的な進捗報告による周知
- 持続可能な開発のための政策枠組み・戦略の構築、関係者のコーディネート

(出典) ICA「協同組合の第2の10年に向けた人々を中心に据えた道のりー2020-2030 戦略計画」
「協同組合の10年に向けたブループリント」を基に筆者作成

① 「2020 ビジョン」の継続と計測可能な指標づくり

戦略計画は、ブループリントが、2020年までに目指すべき協同組合の事業形態として掲げた次の「2020 ビジョン」を、変えることなく2030年まで継続することとした。

ア. 経済、社会、環境の持続可能性において定評あるリーダー

イ. 人々に好まれるモデル

ウ. 最も急速に成長する事業形態

そのうえで戦略計画は、アについて「国連のSDGsを協同組合向けに調整した指標」を、イについて「協同組合運動に対する一般市民の認知をモニタリングするための指標」を、ウについて「協同組合にとっての成長の意味を定義するための指標」を、それぞれ設け、これらの指標を用いて、今後の取り組みの成果を実証し、広く周知することとしている。

② SDGsの「活用」

ブループリントは、2020 ビジョンを達成するための重要なテーマの1つとして、「協同組合を持続可能性の構築者と位置付ける」ことを掲げ、そのことについて一般の理解を得ること自体を目標に含めていた。戦略計画では、2015年にSDGsが採択されたことを踏まえ、「国際的な協同組合運動はSDGsを活用して、持続可能な開発に向けた自らの継続的な貢献を示す」という積極的な姿勢が示されている。

(2) JCA 2030 ビジョン

JCAは、わが国における初めての協同組合横断的な長期ビジョンとして、2030年を見据えた「JCA 2030 ビジョン」の原案をとりまとめ、2021年3

月の総会での決定に向けて組織協議を始めた。JCA 2030 ビジョンは「協同をひろげて、日本を変える」というものであり、その主なポイントは次のとおりである。

① 「未来への分岐点」との認識

JCAは、2030年を見据えた環境変化として次の3点を指摘し、「この10年間で持続可能な未来になるか否かの分岐点」との認識を示している。

ア. 新型コロナ危機によるパラダイムシフトの要請

イ. 地球温暖化や世界人口の増加に対し、協同組合がSDGsの課題達成に向けて貢献し得ること

ウ. 日本における人口減少、格差と貧困の拡大に対し、地域の協同組合が連携して「地域の暮らしを支えていく」役割を発揮し得ること

そして、この10年間の協同組合について、「日本社会において協同組合が連携して地域課題を解決していくメインプレーヤーとしての存在感を高めていく必要がある」と論じている。

② 「協同をひろげて日本を変える」の意義

JCAは、「未来への分岐点」だからこそ「協同をひろげる」ことを目指す意義があるとして、「組合員・地域住民はもとより協同組合間連携のもと、地元企業・NPO・行政等多様な関係者とともにさまざまな地域課題の達成をめざす「協同のプラットフォーム」として、「協同をひろげる」ことをすすめていく」ことを提起している。そのうえで、「日本を変える」ことの意味について、「お互いにできるだけ助け合うことで皆の幸せの実現を目指すことは、成長・競争一辺倒のいまの社会を持続可能な地域社会の実現へ転換することであり、そのような社会に変えていくことをめざしたい」と論じている。

2030年に向けて、わが国の協同組合が横断的に、「企業・NPO・行政等とともに日本を持続可能な社会に変える」という長期ビジョンを共有することは、1(4)①で述べた「公益のための活動も行う」という協同組合像を大きく前進させる挑戦的な戦略設定であるといえよう。

③ ビジョンを実現するための工程表

JCA 2030 ビジョンは、その工程表となる3段階の中期計画およびその第1期(2021～23年度)における基本的事項と到達目標を併せて提起している。具体的には、「地域課題について気軽に話し合うラウンドテーブル

ル（円卓会議）の取組み」、「協同組合間や他セクターとの連携をつなぐプラットフォームとしての機能の充実」、「協同の価値をひろげるポリシーづくり（基礎研究・政策提言・広報）と人づくり」の3点が「戦略骨子」とされ、第1期は「相互理解と連携を通じて共通課題を探る」とされている。これらが明示されたことにより、今後のJCAの個々の活動の戦略上の位置づけが明確になるとともに、各期中・期末の達成（進捗）状況を評価・共有することが容易になり、多くの関係者によるビジョンの理解と実現に資することが期待される。

3. これからの協同組合共済

(1) JCA 2030 ビジョンの求める「確信」と「変化」

JCA 2030 ビジョンは、「協同をひろげる」ためには、自らの「協同」に確信を持つことが前提となると指摘し、また、「社会を変える」ためには、まず協同組合自身が変わる必要があり、いかに自らの事業・組織を変えるか、組合員・役職員自らがいかに変わるかが問われる、と論じている。JCAは、会員団体の組合員・役職員に対して、各々「協同とは何か、協同組合とは何か」について考え、自分たちが「どのような社会」に変えたいのか対話を深めることを、「社会を変える」ための協同組合運動の出発点として提起している。

持続可能性の危機が様々な面で深刻化し、国際社会がその克服を目指して2030年に達成すべき目標として設定したSDGsが浸透・定着しつつあることにつれて、わが国の企業や自治体においても理念・目標・計画の転換が進みつつある⁴。さらに2020年に発生した新型コロナ危機が、これからの社会・経済のあり方の見直しを迫っている。ICAの戦略計画とJCA 2030 ビジョンは、このような時期に策定され、今後10年間の協同組合のあり方と目指すものを提起している。それぞれの協同組合は、自らの存在意義と今後の事業活動の方向性・具体策について、今日的な文脈で捉え直し、それを組合員と共有しながら、2030年を見据えた今後の社会づくりに貢献していくべき状況にある⁵。JCA 2030 ビジョンの訴える「確信」と「変化」は、そのような意味合いで捉えることができよう。

ICAは1995年に採択されたICA声明を2021年に改訂することを検討しており、また、わが国では、2020年12月に「労働者協同組合法」が成立した。これらも、協同組合のあり方について新たな論点や可能性をもたらす

ことが予想される。

(2) 留意すべき点

協同組合がその存在意義や運動・事業の方向性を新たな文脈で捉え直すにあたって、次の点に留意する必要があると考えられる。

① SDGsの背景・性格の理解

SDGsは、1(4)②で述べたように、国連の採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための開発アジェンダ」の一部である。現在、「持続可能な開発」は「現在および将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の欲求を満足させるような開発」と定義されており、そこには、「環境・社会・経済の3本柱」という考え方に替わって、「健全な地球システムの維持を前提として社会・経済が持続する」という“根源的な未来像”があるといわれている⁶。国連は、それを、「世界を変革する」ことにより実現しようとしている。SDGsは単に目標を示しているだけであり、その実現可能性は検証されておらず、手段も計画もルールも定められていない。SDGsに関わる様々な主体に、「変革」によりその目標を実現することを求めている。

SDGsについては「誰一人取り残さない」という理念と具体的な「17の目標と169の到達点」で語られることが多いが、その背景にある未来像と、「変革」による社会づくりを様々な主体に求めているという性格を併せて理解することが望ましい。

SDGsには文化の側面が欠けていると指摘されている⁷ことも、わが国の地域社会を考えるうえでは留意すべき点の1つである。

② 日々の事業活動との関係の明確化

SDGsの趣旨・理念は抽象的であり、17の目標の内容も多岐にわたっている。例えば農業が貧困・飢餓、食料、健康、気候変動、生物多様性、インフラ整備など多くの項目に関わるように、複数の目標が相互に関わることも少なくない。

それぞれの協同組合の組合員・役職員にとって、今後の日々の事業活動がどのように地域社会づくりに関わるのか、2030年に向けて日本を変える「変革」につながるのかを明確にすべく、それぞれの組合・地域の個性（多様性）を活かして、各業務の「持分」（果たすべき役割と到達点）を明確にしたわかりやすい文脈づくりが求められる。この文脈づくりは、「これ

までの仕事にSDGsが上乗せされる」というイメージではなく、「これから続けていく仕事について、あるべき姿（目標）を設定し、それに応じた新たなストーリーを作り、仕事の意味を捉え直す」というイメージで伝えられ、共有されることが望ましい。また、2030年までの間、地域社会づくりがどのように進捗し、成果を挙げているのか、組合員・役職員や一般の人々が実感できるように（他の協同組合によるものも含めて）「見える化」していくことも、新たな文脈の納得・定着に向けて重要な取組みとなろう⁸。

③ 新たな文脈のポイントと効果

一般的に、わが国の協同組合は、「原点（源流）」と「組合員本位」を重視して、自らの存在意義や事業の方向性を語ってきたといえるが、上述の①・②を踏まえると、今後に向けては、「未来（次世代）」と「公共（地域社会づくり）」を従来以上に強く意識した文脈を打ち出していくことが求められていると考えられる⁹。

2030年に向けて協同組合がどのような未来を目指してどのように地域社会づくりに臨むのか、魅力的でわかりやすい文脈を新たに示し、それを実践していくことは、組合員の参画意識を高めるとともに、役職員の使命感や動機付けにもつながる可能性がある。また、協同組合全般や身近な特定の組合に対する一般の人々の理解と支持を得るとともに、今後の運動・事業を担う次世代の人々の興味・共感を得ることにもつながることが期待できる。

(3) これからの共済事業

今後の共済事業のあり方については、日常業務において、協同組合の理念・特性を踏まえた「協同組合らしい」事業活動（表5）を蓄積することが基本となろう。「組合員の顧客化」が指摘されるなか、それぞれの協同組合の共済事業が果たしている役割を「組合員が自らの組合の共済に加入することの意義」として組合員に伝えることを通じて、共済契約者となる組合員の自覚を促すことが必要であると考えられる。特に重要なのは、次の点である。

- ① 自分の払い込んだ共済掛金が、共済金を受け取った他の組合員の保障に役立ち、また、事業収益として自らの地域・職域に還元されていることが、「共済への加入という形で協同組合運動に参画した」という意味を持つことを伝えること

- ② 協同組合の行う共済事業の保障内容・推進活動は、「組合員の声」すなわちその保障需要や生活実感を踏まえたものであることを伝えること
- ③ それぞれの協同組合の業務範囲や組合員の期待等を踏まえ、組合員が「自らの協同組合のこと」として理解・共感しやすい内容とすること
- ④ 組合員を対象とした広報と、日常的に組合員と接する役職員への教育・研修との連動を図ること

（表5）協同組合らしい共済事業の要素

- ・組合員との身近で、信頼性・共感性の高い関係づくり（豊かな対話）
- ・協同組合が共済事業を行う趣旨および組合員の需要を踏まえた保障の設計・提供
- ・わかりやすい保障内容、迅速な共済金給付
- ・事業収益の組合員への還元
- ・地域社会の発展への貢献（今後は、SDGsへの取組み）
- ・防災・減災の働きかけ、被災者の生活再建および被災地の復興への支援
- ・組合員・地域住民の健康管理・医療
- ・国内外で共有される理念（非営利、組合員への最大奉仕）や目指すべき社会像を持っていること

（出典）筆者作成

協同組合の共済事業は「誰かが儲けるためでなく、組合員が互いに守り合う事業であり、運動である」、すなわち「組合員が共済に加入することには、株主・経営者が儲けるために保険を売っている会社の顧客となって保障を買うこととは全く異なる意味がある¹⁰」ことは、上記④を通じて今後も繰り返して訴えかけていくべきである。

共済による生活保障の提供や地域貢献活動のこのような意義を、(1)で述べた「今日的な文脈」のなかに、表2・表5に掲げた要素を用いながら、それぞれの協同組合の理念と実践に相応しい形で位置づけ、その成果も含めて内外に示していくことが望まれる。

また、その前提として、新型コロナ危機以降、組合員との接触機会の確保を、組合員が安心・満足できる形で行うことが課題となっていることにも留意が必要であろう。

4. 結語

3(2)①で述べたように、国際社会は「環境・社会・経済の3本柱」という考

え方を改め、「健全な地球システムの維持を前提として社会・経済が持続する」という“根源的な未来像”を掲げてSDGsを提起している。わが国の協同組合が、「組合員への奉仕が理念・事業目的だが、地域社会にも関与する」という考え方ではなく、「持続可能な地域社会があってはじめて組合員の生活・事業が持続する」というビジョンを共有しようとしていることは、そのような文脈で理解すべきであり、それは、2020年の時点における、持続可能性に関する強い危機感と、「今後10年の重要性」の認識を、国際社会と共有することを意味している。

ICAの戦略計画の末尾には「世界人口の12%が協同組合の組合員と想定されるが、協同組合運動の力や可能性、また協同組合が自分たちの生活をどのように変革できるかについて、ほとんどの人はわかっていない」との一文がある。「わが国の協同組合とその組合員には、この指摘は当たらない」と胸を張って2020年代を迎え、持続的な地域社会づくりに役割を発揮していけるか、いま「未来への分岐点」に立つそれぞれの協同組合が問われている。

(注釈)

- 1 本稿は、武田俊裕「協同組合共済をめぐる環境変化と対応」共済と保険の現在と未来 勝野義孝先生古稀記念論文集 239 頁（2019 年・文眞堂）および同「協同組合の戦略動向と協同組合共済の課題」共済総研レポート第 171 号 24 頁（2020 年・J A 共済総合研究所）を再構成し、加筆を行ったものである。
- 2 協同組合憲章草案の内容・経過について、2012 国際協同組合年全国実行委員会・協同組合憲章〔草案〕がめざすもの（2012 年・家の光協会）参照。
- 3 2020 年 12 月の記録的な降雪も、日本海の海面水温の高さによる水蒸気量の増加がもたらしたものとみられている。2020 年 12 月 18 日付読売新聞参照。
- 4 具体的な取組みの例として、「企業行動憲章」（2017 年）、「SDGs 未来都市」政策（2018 年）、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」（2018 年）が挙げられる。
- 5 特に、業務範囲の広い協同組合にあっては、SDGs の多くの項目との関連で、文脈の再整理が求められ、その結果は、民間の保険会社とは大きく異なるものとなる可能性がある。
- 6 蟹江憲史・SDGs（持続可能な開発目標）（2020 年・中央公論新社）62 頁および田瀬和夫＝SDG パートナース・SDGs 思考 2030 年のその先へ 17 の目標を超えて目指す世界（2020 年・インプレス）48 頁参照。
- 7 蟹江・前掲注 6）101 頁参照。
- 8 例えば、これまでジャパン SDGs アワードを受賞したパルシステム生活協同組合連

合会（第 1 回副本部長賞）・日本生活協同組合連合会（第 2 回副本部長賞）・ふくしま未来農業協同組合（第 4 回パートナーシップ賞）の取組みの意義や教訓は、わが国の協同組合の組合員・役職員に浸透しているといえるであろうか。

- 9 J A について、(賀川豊彦以前の)中近世村落共同体における「暮らしのセーフティネット」としての相互扶助がその基層にあり、現代的課題として、「支店」の範囲内での閉じられた活動・事業を大切にしつつ、J A の外に開かれた活動・事業（例えば、中山間地域の活性化、都市農村交流、食料の安定供給、農福連携）につなげる「公共性、公共圏への接近」に取り組むべき旨指摘したものとして、石田正昭「今後の総合 J A における共済事業の方向性」共済総合研究第 81 号 8 頁（2020 年・J A 共済総合研究所）参照。
- 10 わが国における「共済」は、「保険」とは異なる制度として発達し、国民に深く浸透した制度として「保険」と補完し合いながら共存している旨分析したものとして、関英昭「共済と保険に関する研究」共済総合研究第 80 号 10 頁（2020 年・J A 共済総合研究所）参照。